## (別紙5の2)

<b>会运</b> 点	# 므 <i>叔</i>	<b>法公共进</b> 语口	十山马鱼	政務調査費支出額			原告らの主張	被告補助参加人らの主張
会派名	議員名	使途基準項目	支出対象	(円)	容認額(円)	違法な支出額(円)	理由	検告補助参加入らの主張
		資料購入費	新聞購読料	23,550	2,617	20,933	理由①	読売新聞の6か月分の購入費であり、国等の政策動向等の情報収 集に活用している。
		広報広聴費	ガソリン代	65,284	14,508	50,776	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である13万0569円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	調査目的の移動に使用した自動車のガソリン代であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。
	P13		通信費	86,213	19,159	67,054	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である17万2427円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市民との意見交換等に使用した携帯電話等やインターネットの料金であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。
		その他の経費	ファックスインク 等購入費	11,545	1,283	10,262	使途基準に適合するのか明らかではない上,市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから,左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	議会質問等で活用する資料等の作成に用いたファックスインクリボン 等の購入代金であり、市政に関する調査研究活動に使用している。
		合	計	186,592	37,567	149,025		
		資料購入費	新聞購読料	52,596	5,844	46,752	議会にもあり,所属会派でも購入している日経新聞を重ねて購入する必要はないし,市政に関する調査研究活動に供される割合も9分の1程度であるから,左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	政策提言等を行う目的での情報収集等に活用した日本経済新聞の 1年分の購入費である。
	P36	広報広聴費	ガソリン代	9,073	2,017	7,056	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから,左記容認額(実費である1万8146円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	調査広報活動に使用した自動車のガソリン代であり、本件内規に 従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。
		合	計	61,669	7,861	53,808		
P1		資料購入費	雑誌購読料	88,200	56,700		「〇」の平成22年8月分~平成23年7月分の購読料であるが,購読の必要性を欠くし,その点をおいても,同年4月分以降の購読料に平成22年度の政務調査費を支出することは許されない。	
	P14		新聞購読料等	94,271	10,475	83,796	議会にある新聞を重ねて購入する必要はないし,市政に関する調査 研究活動に供される割合も9分の1程度であるから,左記容認額(支 出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	政策提言等のため、国や地方の動向を把握する目的で購読する新 聞の購読料等である。
		資料作成費	LANケーブル等 購入費	2,410	268	2,142	使途基準に適合していない上,市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから,左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市政に関する情報収集等に使用するパソコンのLANケーブル及び ファックスインクの購入費であり、いずれも市政に関する調査研究活動に活用している。
		合	計	184,881	67,443	117,438		
		資料購入費	新聞購読料	34,500	3,834	30,666	議会にある新聞を重ねて購入する必要はないし,市政に関する調査 研究活動に供される割合も9分の1程度であるから,左記容認額(支 出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	議会質問のための情報収集に使用した読売新聞の購読料である。
		資料作成費	プリンターインク 購入費	5,382	598	4,784	使途基準に適合するのか明らかではない上,議員個人の私用に用いられるものであって,市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから,左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	議会質問関係資料等の作成に使用したプリンターのインクカートリッジ購入費であり、私的活動には一切使用していない。
	P15	广起广陆建	通信費	68,071	15,127	52,944	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である13万6142円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	
		広報広聴費	ガソリン代	35,873	7,972		市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから,左記容認額(実費である7万1747円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	
		合	計	143,826	27,531	116,295		

	T			政務調査費支出額				
会派名	議員名	使途基準項目	支出対象	(円)	容認額(円)	違法な支出額(円)	理由	被告補助参加人らの主張
		資料購入費	新聞購読料	47,100	5,234	41,866	理由①	政策提言等のための情報源として使用した新聞の購読料である。
		資料作成費	市政報告印刷代 等	23,160	3,860	19,300	「〇」は、再選挙活動用のものであり、必要性について立証もない。 仮に市政に関する調査研究活動に関連するとしても、その割合は6 分の1程度であるから、左記容認額(支出額の6分の1)を超えて政 務調査費を支出することは許されない。	議会報告「〇」の印刷費である。
	P16	広報広聴費	通信費	112,263	24,948	87,315	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である22万4526円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	
			ガソリン代	48,077	10,684	37,393	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから,左記容認額(実費である9万6155円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	効率的に広報広聴活動を行うために使用した自動車のガソリン代であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出した ものである。
		合	·計	230,600	44,726	185,874		
		資料購入費	新聞購読料	47,100	5,234	41,866	議会にある新聞を重ねて購入する必要はないし,市政に関する調査 研究活動に供される割合も9分の1程度であるから,左記容認額(支 出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市政に関する調査研究のための情報源である新聞の購読料である。
		貝科牌八貝	雑誌購読料	55,000	13,750	41,250	平成23年1月分~同年12月分の購読料であるが,購読の必要性を欠くし,その点をおいても,同年4月分以降の購読料に平成22年度の政務調査費を支出することは許されない。	自治体の取組みを調査するための資料として用いている自治体情報誌の購読料である。
P1	P31	広報広聴費	通信費	109,424	24,317	85,107	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である21万8849円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	情報収集のために使用する電話の電話代やインターネットの通信料であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。
PI			ガソリン代	50,968	11,327	39,641	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である10万1936円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	
		台	· 計	262,492	54,628	207,864		
		資料購入費	新聞購読料	41,085	4,565	36,520	議会にある新聞を重ねて購入する必要はないし,市政に関する調査研究活動に供される割合も9分の1程度であるから,左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市政に関する調査研究のための情報源である新聞の購読料である。
			コピー機使用料等	30,128	3,348	26,780	理由①	コピー機使用料,写真印刷費及び文具等の事務用品購入費であり, 市政に関する調査研究活動に用いたものである。
	P17	資料作成費   	デジタルカメラ等 購入費	46,960	-			1期4年につき1台の購入が認められているデジタルカメラやUSBメモリー等の購入費であり、視察等の市政に関する調査研究活動に用いたものである。
		広報広聴費	ガソリン代	50,903	11,312	39,591	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である10万1807円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	広報広聴活動を効率的に行うなどするために使用した自動車のガソリン代であり,本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を 支出したものである。
			通信費	36,471	8,105	28,366	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である7万2943円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市民の市政に対する要望等を収集するために使用した電話等の通信費であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。
		슴	ì計	205,547	27,330	178,217		

A 3	-#		1 5	政務調査費支出額			原告らの主張	
会派名	議員名	使途基準項目	支出対象	(円)	容認額(円)	違法な支出額(円)		被告補助参加人らの主張
		資料作成費	写真プリント代	13,142	1,461		写真プリント代とされているが、高額に過ぎるし、どのような写真をプ	
			プリンターインク 等購入費	18,442	2,050	16,392	理由①	市政に関する情報収集等に使用するファックスやプリンターに必要な 消耗品の購入費である。
	P18		市政報告郵送費	284,991	47,499	237,492	市政報告は議員の後援会活動に当たる上、茨木市内へ郵送する場合、郵便区内特別郵便の制度を利用して安く送付することができるから、80円切手を大量に購入する必要はない。その点をおいても、市政に関する調査研究活動に供される割合は6分の1程度であるから、左記容認額(支出額の6分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市政報告や市政報告会の資料等を茨木市民に対して送付した際の郵送費である。
		広報広聴費	会場費等	4,036	449	3,587	市政報告会は議員の後援会活動に当たる。その点をおいても、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、 左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出すること は許されない。	市政報告会を開催するに当たって支出した、会場使用料、放送機器
			ガソリン代	34,841	7,743		市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である6万9683円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	
			通信費	51,527	11,451	40,076	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である10万3055円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市民から市政に関する情報を収集するなどの用途に使用する電話機の通信料であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。
P2		슫	計	406,979	70,653	336,326		
		資料購入費	新聞購読料	48,213	5,357	42,856	議会にある新聞を重ねて購入する必要はないし、市政に関する調査 研究活動に供される割合も9分の1程度であるから、左記容認額(支 出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市政に有用な情報を収集するために利用する新聞の購読料であり, 全額について政務調査費を支出することができる。
		^~ de   /	〇購入費	57,805	9,175	48,630	政務調査に〇を使用する必要性があるとはいえないし、その点をおいても、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である8万2579円)の9分の1のを超えて政務調査費を支出することは許されない。	市政に有益な情報を保存したり、市民との対話時にインターネット情報を利用したりするために用いる〇の購入費である。
	P11	資料作成費   	スキャナー購入費	49,800	5,534	44,266	約5万円もするスキャナーを購入する必要性はないし、その点をおいても、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、実費の9分の1を超えて政務調査費を支出することは許されない。	出張先等において、市政に有用な情報を保存する際に使用している
		調査旅費	日当等	19,040	16,040		視察の必要性が認められないし、その点をおいても議員活動に日当は不要であるから、3000円の日当について政務調査費を支出することは違法である。	
		슫	計	174,858	36,106	138,752		
		資料作成費	ホームページ管理等に係る料金	292,950	48,825	244,125	ホームページ上には市政に関する調査研究活動と評価できる情報 は掲載されておらず、その点をおいても、市政に関する調査研究活 動に供される割合は6分の1程度であるから、左記容認額(支出額の 6分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市政に関する提言等を掲載するホームページの管理・更新料や, 市 政報告を市民に郵送する際に使用する封筒印刷代である。
	P19	広報広聴費	市政報告印刷等	333,985	55,665	278,320	市政に関する調査研究活動と評価できる情報は記載されていない し、その点をおいても、市政に関する調査研究活動に供される割合 は6分の1程度であるから、左記容認額(支出額の6分の1)を超えて 政務調査費を支出することは許されない。	市政に関する提言等を記載した市政報告の印刷代や郵送費である。
			計	626,935	104,490	522,445		

<b>会</b> 派夕	<b>詳</b> 呂 <i>夕</i>	<b>体冷甘淮西</b> 日	士山县色	政務調査費支出額			原告らの主張	<b>か生は明名加しこの主張</b>
会派名	議員名	使途基準項目	支出対象		容認額(円)	違法な支出額(円)	理由	被告補助参加人らの主張
		事務所費	光熱費	120,000	31,714	88,286	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから,左記容認額(実費である28万5424円の9分の1)を超えて政務 調査費を支出することは許されない。	
		資料購入費	新聞購読料	45,300	5,034		自宅で購読している一般紙であり,市政に関する調査研究活動に供される割合も9分の1程度であるから,左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市政にとって有用な情報を収集するために購読する新聞の購読料で ある。
		*/o //d //1: +#	コピー用紙購入 費	4,410	490	3,920	理由①	市政に関する情報収集や市政報告の作成等に使用するコピー用紙 の購入費であり、全額について政務調査費を支出することができる。
	P12	資料作成費	コピー用紙購入 費	2,205	1	2,205	平成23年3月4日に5000枚のコピー用紙を購入しているもので,年度末の駆け込み購入であるから,政務調査費を支出することは一切許されない。	
		広報広聴費	ガソリン代	38,842	8,632	30,210	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから,左記容認額(実費である7万7685円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	広報広聴活動に使用した自家用車のガソリン代であり、本件内規に 従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。
		<b>広報</b> 丛	通信料	83,113	18,470	64,643	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である16万6226円の9分の1)を超えて政務 調査費を支出することは許されない。	市民からの情報収集等に使用した電話等の料金であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。
		合	計	293,870	64,340	229,530		
P2	P37	人件費	アルバイト代	360,000	60,000	300,000	1年間通して雇用するアルバイトは、政務調査の補助作業を目的としたアルバイトとはいえないし、その点をおいても、市政に関する調査研究活動に供される割合は6分の1程度に過ぎないから、左記容認額(支出額の6分の1)を超えて務調査費を支出することは許されない。	
1 2		事務所費	事務所賃借料	360,000	40,000		妻が代表取締役である会社に対して支払われた事務所賃借料であり,自宅に事務所を持つ場合と変わりなく,市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから,左記容認額(支出額の9分の1)を超えて務調査費を支出することは許されない。	P37議員は補助参加をしていない。
		広報広聴費	ガソリン代	147,500	32,778	114,722	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である29万5000円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	
		 合計		867,500	132,778	734,722		
		資料作成費	色ケント紙等購 入費	27,940	3,105	24,835	理由①	
		資料作成費	ホームページ サーバー料金	49,350	8,225	41,125	理由②	
	P20	事務所費	事務所賃借料	348,000	38,667	309,333	理由①	P20議員は補助参加をしていない。
		広報広聴費	ガソリン代	4,866	1,082	3,784	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから,左記容認額(実費である9733円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	
		<b>四</b> 報 四	通信費	91,868	20,416	71,452	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから,左記容認額(実費である18万3736円の9分の1)を超えて政務 調査費を支出することは許されない。	
			計	522,024	71,495	450,529		

日本 4:10 22.10 2	会派名	<b>詳</b> 呂 <i>夕</i>		支出対象	政務調査費支出額			原告らの主張	被告補助参加人らの主張
P3	会派名	議員名		文四刈豕	(円)	容認額(円)	違法な支出額(円)	理由	(放合補助参加入りの主張
P7				日当等	49,100	28,100	21,000	出張に際して日当及び宿泊費に政務調査費を支出することは許され	
日当等   31.40   74.40   3.000				日当等	31,100	28,100	3,000		
日日年 31.100 23.000 3.000 日日年 31.140 25.420 3.000 日日年 31.140 30.000 日日年 31.140 30.0000 日日年 31.140 30.000 日日年 31.140 30.0000 日日日日 31.140 30		P7	研究研修費   	日当等	31,440	28,440	3,000	ロットのハイ政政団本弗を士山ナスニレけかされたい	P7議員は補助参加をしていない。
P21 P3 P3 P4				日当等	31,100	28,100	3,000	ロヨにプいて政務調査負を文出することは計されない。   	
P3				日当等	31,420	28,420	3,000		
P21   P21			合	· 計	174,160	141,160	33,000		
P21			資料作成費		4,600	512	4,088	理由①	市政に関わる照会等の送受信に使用するファックスインクリボンの購 入費である。
P21   図書類入費   5.200				図書購入費	3,390	1	3,390	「〇」の購入費であるが,自己の資質向上を目的とする図書購入であるから,政務調査費を支出することは一切許されない。	政策法務に関する知識を得ることにより、市政に関する調査の実効性を高めることを目的とする図書の購入である。
P32   日本			資料購入費	新聞購読料	11,775	1,309	10,466	理由①	市政に有用な情報を収集するために利用する新聞の購読料である。
事務所費   事務所費   360,000   40,000   320,000   320,000   5. 市政に関する調査研究活動に供される割合は分分の1程度である。		P21		図書購入費	5,200	-	5,200	「〇」等の購入費であるが、自己の資質向上を目的とする図書の購入費であるから、政務調査費を支出することは一切許されない。	議員として利用することができるツールに関する知識を得ることにより, 政務調査の実効性を高めることを目的とする図書の購入費である。
中央22   資料作成費   ホームページ管理等に係る料金   420,000   46,667   373,333   3	P3		事務所費	事務所賃借料	360,000	40,000	320,000	ら, 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であり, 左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出する	間借りなどではなく,建物の2階居室を政務調査用の事務所として正式に賃借しているものである。
P22    資料作成費			슴	計	384,965	41,821	343,144		
大件費         アルバイト代         240,000         40,000         支払先の説明がなく、全てが市政に関する調査研究活動に関連するものとは考えられない。その点をおいても、市政に関する調査研究活動に供える割合は6分の1程度であるから、た記容認額(支出額の6分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。           事務所費         光熱費         120,000         43,594         76,406         実費(39万3516円)の9分の1を超えて政務調査費を支出することは許されない。           P32         資料購入費         新聞購読料         9,600         1,067         8,533         理由①         P32議員は補助参加をしていない。           広報広聴費         ガソリン代         37,340         8,289         29,051         市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である7万4680円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。         方成に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である15万7247円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。		P22	資料作成費		420,000	46,667	373,333	究活動と評価できる情報の記載もあるが、ホームページの掲載情報 すべてについてそのような評価ができるわけではなく、市政に関する 調査研究活動と関連する割合は9分の1程度であるから、左記容認 額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許され	市政に関する調査結果を掲載するとともに、市民の意見を収集するために利用するホームページのリニューアル費用及びデータ更新費用である。
人件費         アルバイト代         240,000         40,000         200,000         ものとは考えられない。その点をおいても、市政に関する調査研究活動に供される割合は6分の1程度であるから、左記容認額(支出額の6分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。           事務所費         光熱費         120,000         43,594         76,406         実費(39万3516円)の9分の1を超えて政務調査費を支出することは許されない。           P32         新聞購読料         9,600         1,067         8,533         理由①         P32議員は補助参加をしていない。           がソリン代         37,340         8,289         29,051         市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である7万4680円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。         市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である15万7247円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。			合	· ì計	420,000	46,667	373,333		
P32 資料購入費 新聞購読料 9,600 1,067 8,533 理由①    方ソリン代   37,340   8,289   29,051   市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である)7万4680円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。   市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である)5万7247円の9分の1)を超えて政務調査であるから、左記容認額(実費である15万7247円の9分の1)を超えて政務調査であるから、左記容認額(実費である15万7247円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。			人件費	アルバイト代	240,000	40,000	200,000	ものとは考えられない。その点をおいても、市政に関する調査研究活動に供される割合は6分の1程度であるから、, 左記容認額(支出額	
P32			事務所費	光熱費	120,000	43,594	76,406		
ガソリン代   37,340   8,289   29,051   ら、左記容認額(実費である7万4680円の9分の1)を超えて政務調査		P32	資料購入費	新聞購読料	9,600	1,067	8,533	理由①	P32議員は補助参加をしていない。
通信費 78,623 17,472 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるか 通信費 78,623 17,472 61,151 ら,左記容認額(実費である15万7247円の9分の1)を超えて政務 調査費を支出することは許されない。			広報広聴費	ガソリン代	37,340	8,289	29,051	ら, 左記容認額(実費である7万4680円の9分の1)を超えて政務調査	
				通信費	78,623	17,472	61,151	ら, 左記容認額(実費である15万7247円の9分の1)を超えて政務	
合計 485,563 110,422 375,141			合	ì計 	485,563	110,422	375,141		

A:50	# 므 <i>요</i>	<b>法公共进</b> 药口	十山县各	政務調査費支出額			原告らの主張	かたせい名かしこの主張
会派名	議員名	使途基準項目	支出対象	(円)	容認額(円)	違法な支出額(円)	理由	被告補助参加人らの主張
		資料作成費	プリンターインク 購入費	2,205	245	1,960	理由①	市政に関する情報の収集に使用するプリンターのインク代である。
		資料購入費	新聞購読料	34,800	3,867	30,933	政務調査との関連性が明らかではないし,仮に市政に関する調査研究活動に関連するとしても,その割合は9分の1程度であるから,左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市政に関する情報の収集に利用する新聞の購読料である。
			コピー用紙購入費	796	89	707	理由①	市政に有用な情報のプリントアウト等を行う際に必要となるコピー用 紙の購入費である。
			クリアホルダー 購入費	294	33	261	理由①	プリントアウトした市政に関する情報の整理用のクリアホルダーの購入費である。
		資料作成費	クリアファイル等 購入費	1,930	215	1,715	理由①	プリントアウトした市政に関する情報の整理用のクリアファイル等の 購入費である。
P3	P23		ファックスインク 購入費	2,071	231	1,840	理由①	市政に有用な情報を送受信する際に利用するファックスインクリボン の購入費である。
			デジタルカメラ購 入費	15,500	1,723	13,777	デジタルカメラを必要とする理由が不明であり,仮に市政に関する調査研究活動に関連するとしても,その割合は9分の1程度であるから,左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	茨木市内外で行う視察の結果を資料化するために購入したデジタル カメラの購入費である。
			プリンターインク 購入費	5,350	595	4,755	理由①	市政に有用な情報収集に使用するプリンターのインク代である。
		広報広聴費	通信費	70,911	15,758	55,153	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから,左記容認額(実費である14万1823円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	
			ガソリン代	11,198	2,489	8,709	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である5万2396円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市政に関する調査活動を効率的に行うために使用する自家用車の ガソリン代であり、本件内規の定める限度割合を下回る20%につい て政務調査費を支出したものである。
		合計		145,055	25,245	119,810		

△汇々	<b>詳</b> 吕 <i>反</i>	<b>                                      </b>	士山社名	政務調査費支出額			原告らの主張	かたせい名かしての主張
会派名	議員名	使途基準項目	支出対象	(円)	容認額(円)	違法な支出額(円)	理由	被告補助参加人らの主張
		人件費	アルバイト代	150,000	25,000	125,000	アルバイトが行う仕事のうち、市政に関する調査研究活動に関するものは6分の1程度であるから、左記容認額(支出額の6分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	
	P33	資料購入費	新聞購読料	113,581	12,621	100,960	新聞は、一般的知識教養を得るためのもので政務調査とは関係がない。仮に市政に関する調査研究活動に関連するとしても、その割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市政に有用な情報を収集するために利用する新聞の購読料である。
		合計		263,581	37,621	225,960		
		事務所費	事務所賃借料	360,000	40,000	320,000	議員事務所は議員の後援会活動等にも用いられるものであって、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	政務調査用の事務所の賃借料であり、本件内規が定める限度額の 範囲で政務調査費を支出したものである。
			新聞購読料	34,800	3,867	30,933	〇は、政務調査とは関係がない。仮に市政に関する調査研究活動に 関連するとしても、その割合は9分の1程度であるから、左記容認額 (支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市政に関する情報収集に利用する新聞の購読料である。
	P34	資料購入費	雑誌購入費	9,600	4,000	5,600	「〇」の平成20年11月分~平成23年10月分の購読料であるが、 購読の必要性を欠くし、その点をおいても、同年4月分以降の購読料 に平成22年度の政務調査費を支出することは許されない。	地方自治に関する月刊誌の購読料であり、年度を超える部分に政務 調査費を支出してはならないとする理由はない。
	F 04		雑誌購入費	7,200	1,800	5,400	「〇」の平成23年1月分~同年12月分の購読料であるが,購読の必要性を欠くし,その点をおいても,同年4月分以降の購読料に平成22年度の政務調査費を支出することは許されない。	茨木市の福祉行政に役立つ月刊誌の購読料であり、年度を超える 部分に政務調査費を支出してはならないとする理由はない。
			雑誌購入費	30,000	10,000	20,000	「〇」の平成22年12月分~平成23年11月分の購読料であるが、 購読の必要性を欠くし、その点をおいても、同年4月分以降の購読料 に平成22年度の政務調査費を支出することは許されない。	茨木市の福祉行政に役立つ月刊誌の購読料であり、年度を超える 部分に政務調査費を支出してはならないとする理由はない。
P4		広報広聴費	通信費	17,190	7,640	9,550	電話が設置された事務所は政務調査専用のものとはいえず、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である6万8760円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	政務調査用事務所に設置した固定電話の使用料であり、本件内規 の定める限度割合を下回る25%について政務調査費を支出したも のである。
		合計		458,790	67,307	391,483		
		資料購入費	新聞購読料	47,100	5,234	41,866	理由①	
		人件費	アルバイト代	360,000	60,000	300,000	理由②	
		資料作成費	ラベルシール等 購入費	7,740	860	6,880	理由①	
	P24		市政報告郵送費	321,255	53,543	267,712	理由②	P24議員は補助参加をしていない。
		広報広聴費	ガソリン代	64,971	14,438	50,533	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である12万9943円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	
			通信費	99,043	22,010	77,033	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である19万8087円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	
		合計		900,109	156,085	744,024		
		人件費	アルバイト代	360,000	60,000	300,000	理由②	
	P38	事務所費	光熱費	120,000	51,321	68,679	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である46万1888円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	P38議員は補助参加をしていない。
		合計		480,000	111,321	368,679		

<b></b>	= <del>*</del> = <i>p</i>		+11144	政務調査費支出額			原告らの主張	######################################
会派名	議員名	使途基準項目	支出対象	(円)	容認額(円)	違法な支出額(円)	理由	- 被告補助参加人らの主張 
		事務所費	事務所賃借料	360,000	40,000		政務調査専用の事務所とはいえず、市政に関する調査研究活動に 供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分 の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	政務調査用の事務所の賃借料であり、本件内規が定める限度で政 務調査費を支出したものである。
		<b>資料作成費</b>	プリンターインク 購入費	6,840	760	6,080	理由①	市政に有用な情報をプリントアウトするのに利用するプリンターのインクカートリッジの購入費である。
	P25	<b>广松广</b>	ガソリン代	73,711	16,381		市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である14万7423円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市民との面談等を効率的に行うために使用した自家用車のガソリン 代であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出 したものである。
P4		広報広聴費	通信費	14,239	3,165	11,074	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である2万8478円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	政務調査用事務所に設置した固定電話の使用料であり、本件内規 に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。
		合計		454,790	60,306	394,484		
		資料購入費	新聞購読料等	8,890	988	7,902	理由①	
	P26	資料作成費	ノートパソコン等 購入費, 印刷機 修理代		39,101	312,804	理由①	ー P26議員は補助参加をしていない。
		合計		360,795	40,089	320,706		
		研究研修費	日当等	157,140	112,140	45,000	議員報酬と別個に日当を支払う必要はない。また、宿泊は必要がなく、宿泊費も高額に過ぎる。日当及び宿泊費に政務調査費を支出することは許されない。	茨木市の施策の参考とするために行った視察等に係る諸費用であり、日当や宿泊費に政務調査費を支出することも本件内規に適合するものである。
		<b>資料作成費</b>	ファックスインク 購入費	2,380	265	2,115	理由①	市民からの意見要望の受信等に使用するファックスインクリボンの購入費である。
		資料購入費	雑誌購読料	22,000	1,834	20,166	「〇」の平成23年3月分~平成24年2月分の購読料であるが,購読の必要性を欠くし,その点をおいても,平成23年4月分以降に政務調査費を支出することはできない。	茨木市の福祉行政の参考となる雑誌の購読料であり、年度を超える 部分に政務調査費を支出してはならないとする理由はない。
P5	P8		ガソリン代	63,985	14,219	49,766	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である12万7970円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	調査活動等を効率的に行うなどの目的で使用した自家用車のガソリン代であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。
		広報広聴費	駐車場代	14,900	1,656		政務調査との関連性が明らかではないし、仮に市政に関する調査研究活動に関連するとしても、その割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	調査活動等に自家用車を使用する際の駐車場代であり、本件内規
			通信費	154,124	34,250	119,874	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから,左記容認額(実費である30万8248円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市民からの意見等を収集するのに利用するインターネットや携帯電話の使用料であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。
		合計		414,529	164,364	250,165		

会派名	議員名	使途基準項目	支出対象	政務調査	費支出額			原告らの主張	被告補助参加人らの主張
五 派 石			<b>火山</b> 刈豕	(円	9)	容認額(円)	違法な支出額(円)	理由	双口間別が加入り以上派
		資料作成費	紙折り機購入費		99,960	11,107	88,853	政務調査との関連性が明らかではないし、仮に市政に関する調査研究活動に供されるとしても、その割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市政報告を作成するに当たり、紙を折る時間を短縮するために使用 した機器の購入費である。
			プリンターインク 購入費	6,720		747	5,973	理由①	市政に有益な情報を印刷するためのプリンターインクの購入費であ る。
	P27	資料購入費	新聞購読料	30,560		3,396	27,164	一般紙は、政務調査とは関係がない。仮に市政に関する調査研究活動に関連するとしても、その割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市政に関する情報収集に利用する新聞の購読料である。
		広報広聴費	通信費		135,434	30,097		市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である27万0869円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市民との対話に使用する固定電話及び携帯電話の使用料であり、 本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したもので ある。
			ガソリン代		27,015	6,004	21,011	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である5万4030円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市民と会って対話するため、機動的に移動することを目的として使用する自家用車のガソリン代であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。
		合計			299,689	51,351	248,338		
		調査旅費	日当等	104,080				議員報酬と別個に日当を支払う必要はないから、日当について政務調査費を支出することは許されない。	茨木市の施策の参考とするために行った視察等に係る諸費用であり、日当に政務調査費を支出することも本件内規に適合するものである。
P5		研究研修費 (訴状別紙では 調査旅費の項目 に分類)	日当等	37,660	37,660	126,740 1	15,000	議員報酬と別個に日当を支払う必要はないから、日当について政務調査費を支出することは許されない。	茨木市の施策の参考とするための研修会への参加に係る諸費用であり、日当に政務調査費を支出することも本件内規に適合するものである。
		資料作成費	印刷用紙等購入 費	18,572		2,064	16,508	市政報告は選挙活動に当たるし、その点をおいても、市政に関する 調査研究活動に関連する割合は9分の1程度であるから、左記容認 額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許され ない。	市政報告作成に使用する用紙や、市政報告を送付する際に使用するラベル等の購入費である。
			会場費等		4,600	512		市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	公民館で開催した市政報告会の会場費,お茶代及びお菓子代である。お茶代(25本分)およびお菓子代については,品名・単価は明記されていないが,領収書を提出している。
	P9		ガソリン代		50,830	11,296	39,534	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である10万1660円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	
		   広報広聴費 	駐車場代		8,800	978	7,822	政務調査と関係があるとはいえないし、仮に市政に関する調査研究活動に関連するとしても、その割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市政報告等の際に使用した自家用車の駐車場代である。
			通信費		108,152	24,034	84,118	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である21万6304円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。	市民との意見交換等に使用するインターネットや携帯電話の使用料であり、本件内規に従い実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。
			市政報告郵送費		84,672	14,112	70,560	市政報告は選挙活動に当たるし、その点をおいても、市政に関する 調査研究活動に供される割合は6分の1程度であるから、左記容認 額(支出額の6分の1)を超えて政務調査費を支出することは許され ない。	市政報告の郵送料であり、本件内規に従って政務調査費を支出したものである。
		合計			417,366	179,736	237,630		

会派名	議員名	使途基準項目	支出対象	政務調査費支出額			原告らの主張	<b>地生は中参加しこの主張</b>			
云派石	硪貝石	快速基準項日	文面对象	(円)	容認額(円)	違法な支出額(円)	理由	被告補助参加人らの主張			
		資料作成費	サーバー年間契約料	22,780	3,797	18,983	理由②				
			プリンターインク 等購入費	63,906	7,101	56,805	理由①				
		資料購入費	新聞購入費等	52,560	5,840	46,720	理由①	- P28議員は補助参加をしていない。			
無会派	P28	広報広聴費	市政報告郵送費	193,280	32,214	161,066	理由②	F20議員は作列参加をしていない。			
			広報広聴費 	広報広聴費	ガソリン代	6,210	1,380	4,830	市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である1万2420円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。		
									通信費	82,305	18,291
		合計		421,041	68,623	352,418					